

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正及び整備基準等マニュアルの改訂について

1 町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正

(1) 規則改正の概要

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正（2019年）に伴い、都の整備基準に対して市の基準を同等以上とする、及び市の現行規定においてさらなる整備等を促進するため、規則の一部を改正します。

<参考>独自条例を定めている区市（2020年4月現在）

町田市、新宿区、世田谷区、練馬区、府中市、調布市、小平市、日野市、狛江市

※都のまちづくり条例に基準を上乗せ、追加等 ※上記の区市では、東京都福祉のまちづくり条例は適用除外（都条例第29条）

(2) 規則改正（改正予定の案を含む）の主な内容

時期	対象	内容	理由
2020年 10月 施行	建築物・公園	車椅子利用者対応観覧席・客席等からのサイトライン*の配慮を整備基準に追加 *サイトライン（可視線）：劇場等の客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点（舞台や競技場）を見ることのできる視野の限界線	都の規則改正に伴い、市の規則を同等の基準に改正
	建築物	車椅子利用者客室以外の全ての一般客室及びそこまでの経路について新たな基準を設ける。 (1)客室までの経路に段差を設けない (2)客室の出入口幅 80cm 以上 (3)客室内の便所及び浴室の出入口幅 70cm 以上（整備基準については、出入口幅 75cm 以上） (4)客室内に段差を設けない	
	公共交通施設	(1)移動等円滑化経路 ○移動等円滑化経路の最短化・複数化 ○乗り換え経路の最短化・複数化 (2)エレベーター ○籠の幅や奥行は、高齢者、障がい者等の利用状況を考慮して定める	
2021年 3月 改正 (案)	建築物・共同住宅等	移動等円滑化経路等（特定経路等）及び視覚障がい者移動等円滑化経路の整備基準（遵守基準を含む）の拡充 (1)敷地内通路（屋外）の移動等円滑化経路等（特定経路等）において、歩車道の分離に配慮 (2)視覚障がい者移動等円滑化経路に、道等から直接地上に通じる出入口までの経路を追加	市独自に基準を上乗せ
	共同住宅等	特定経路の整備基準（遵守基準を含む）の拡充 (1)整備基準に定める各住戸から障がい者用駐車区画までの経路を、遵守基準にも規定 (2)エレベーター等の併設を除外していた延床面積 2,000 m ² 未満かつ階数が 4 以下の共同住宅等においても、階段又は段を設ける場合は、エレベーター等の設置を基準に追加	

※その他、審査の実情に合わせた修正及び文言整理を行う。

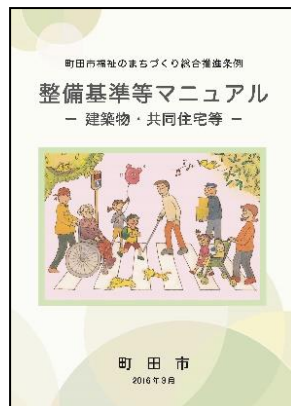
2 町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアルの改訂

(1) 整備基準等マニュアルとは

町田市福祉のまちづくり総合推進条例の目的や考え方に基づき、すべての人が施設を安全かつ快適に利用できるよう定めた整備基準及びより高い基準となる望ましい整備について、解説・図解したものです。

【整理基準等マニュアル】

—建築物・共同住宅等—



—道路・公園・公共交通施設・路外駐車場—



現行のマニュアルは町田市ホームページを御覧ください。

掲載場所

トップページ>医療・福祉>福祉のまちづくり>町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル

※ 建築物、共同住宅等、道路等、公共交通施設等でそれぞれページが分かれています。

ホームページアドレス

<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/machi/index.html>

(2) マニュアル改訂の概要

1の規則改正及び東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂に合わせて、整備基準等マニュアルを改訂します。

※ 主な改訂内容は、規則改正の内容と重複するため省略します。

3 町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の主な改正内容（都及び新旧対照表）

資料 1-2 参照